

議案第62号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、卸売業者が収受する委託手数料及び施設使用料の算定方法を改める等の必要があるによる。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第50条中「卸売金額に当該率」を「当該卸売をした物品の単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）に数量を乗じて得た額の合計額に当該率を乗じて得た額に100分の110」に改める。

第54条第4項中「せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に100分の108を乗じて」を「当該卸売をした物品の単価に消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。）及び地方消費税額（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）を加えて」に改める。

第62条第1項中「（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「及び当該合計額に100分の8を乗じて得た額」を「並びに当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額の合計額」に改め、「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。）」及び「（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）」を削る。

第63条中「及び当該合計額に100分の8を乗じて得た額」を「並びに当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額の合計額」に改める。

第67条第1項中「100分の108を乗じて」を「消費税額及び地方消費税額を加えて」に改める。

第78条第1項及び第79条の2第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第4卸売業者市場使用料の項中「卸売金額の1,000分の5」を「卸売をした物品の単価に数量を乗じて得た額の合計額の1,000分の5に100分の110を乗じて得た額」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「含む」を「除く」に改め、「1,000分の5」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加える。

別表第5コンビニエンスストア使用料の項中「含む」を「除く」に、「に100分の3」を「の100分の3に100分の110」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。